**スマートシティ戦略部所管事項に関わる事業に対する
後援名義使用承認申請に関する手続きについて**

大阪府以外の者が実施するスマートシティ戦略部所管事項に関わる事業について、スマートシティ戦略部に対し後援名義使用に関する申請を行うときは、以下の事項を確認のうえ、書面（郵送等）又は電子データ（メール送付等）にて提出してください。また、大阪府行政オンラインシステムにより申請することも可能です。大阪府行政オンラインシステムを利用し申請する場合は、各様式に記載する事項は申請フォームに入力し、添付資料はアップロードにより提出してください。

**【後援名義使用承認申請】**

１　後援名義の使用承認を受けようとする場合は、事業実施日の１か月前までに次に掲げる書類を提出してください。ただし、当該事業の広報のため、チラシ等広報媒体に後援名義を受けた旨を明記する場合等においては、広報媒体作成の１か月前までに書類を提出してください。

（１）後援名義使用承認申請書（様式１）

（２）主催団体の定款、規約又は会則並びに主催団体の概要、その他沿革、組織及び活動実績を明らかにする書類（参考様式１を利用してもよい）

（３）役員名簿
（法人申請の場合は、氏名、読み仮名、生年月日及び役職（職業）を明記したもの。
個人や任意団体の場合は法人申請の項目に加え、住所を明記すること。）

（４）暴力団排除にかかる誓約書（様式２）

（５）開催要綱・プログラム・企画書・チラシ等
（実施場所、日時、参加対象、参加費及び各講演内容の詳細が分かるもの）

（６）収支予算書

（７）その他大阪府が添付を求める書類

２　書類等を審査のうえ、申請のあった事業が「スマートシティ戦略部所管事項に関わる事業に対する後援名義使用承認申請に関する承認基準」に適合し、大阪府のスマートシティ、情報化推進等に寄与すると認められる場合、後援名義使用承認書を交付します。
　なお、承認に当たっては、原則として次の条件を付します。

（１）事業は、申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、やむを得ずこれを変更する場合は、あらかじめ承認を得ること。

（２）事業は、政治的又は宗教的な普及・宣伝活動と受け取られるものではないこと。

（３）事業実施に際しては、本府行政の向上に寄与するよう留意し、営利を目的とするような行為をしないこと。

（４）事業実施に際しては、金品寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。

（５）広報、印刷物の作成その他事業実施に際しては、人権尊重に配慮すること。

（６）暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。

（７）その他「スマートシティ戦略部所管事項に関わる事業に対する後援名義使用承認申請に関する承認基準」に反するもの

（８）事業終了後１か月以内に、実施に際して配布し、又は掲示した要項、プログラム、ポスター、チラシ等を添えて、その結果について報告書を提出すること。
なお、事業の状況について、担当職員が実地に調査することがある。

３　承認後、申請内容が承認基準を満たさないことが明らかになった場合又は承認に附した条件に違反した場合、承認を取り消すことがあります。

**【後援名義使用承認事業の変更申請】**

４　承認後、止むを得ない理由により、承認を受けた事業の内容を変更する必要が生じた場合は、変更する前に速やかに後援名義使用承認事業の変更申請書（様式３）を提出してください（変更書類申請書には変更に係る部分について、１の(5)・(6)の書類、その他、変更概要が分かる資料を添付。）。
　書類等を審査のうえ、これを大阪府が承認する場合は、後援名義使用変更承認書を交付します。

**【後援名義使用事業の報告】**

５　事業終了後１か月以内に、次の書類を添えて実施状況、収支報告等について報告してください。
　なお、事業報告書の提出がない場合、同団体が主催する別事業や次年度以降の同事業に対する後援名義の使用申請は、承認をしないこととする場合があります。

（１）後援名義使用事業報告書（様式４）

（２）実施に際して配布し、又は掲示したプログラム、ポスター、チラシ等実施内容を示す書類

（３）収支決算書

（４）写真（事業開催状況（事業名が確認できるもの））

**【その他】**

６　承認を受けた後に事業を中止した場合は、理由を添えて承認担当所属へすみやかに報告してください。

７　事業内容により、承認担当所属が異なります。新たに後援名義の使用承認を希望する場合は、以下の連絡先へお問い合わせください。

　問い合わせ先：

　　スマ―トシティ戦略総務課　企画・予算グループ

　電話番号：06-6210-9091

　メールアドレス：smartcitysomu@sbox.pref.osaka.lg.jp